差し押さえ処分を強化

滞納者に対しては、納税していただいている市民の皆さんとの公平性を確保するため、法に基づいて厳正に対処しています。滞納市税の解消のため、差し押さえ処分を強化しており、平成21年度から滞納者宅の捜索を行って、隠している現金を探し出すほか、美術品、家具、大型家電、自動車などを差し押さえています。捜索で差し押さえられた動産は、指定期日までに滞納市税の完納がなければ、インターネット公売により売却し、滞納市税に充てられます。

その他にも、差し押さえの対象としている財産は、預貯金や給与、生命保険などがあります。平成24年度には1,587件の差し押さえを行い、約１億8,994万円が滞納市税に充てられました。

差押物件

市税は納期内に納めましょう

市税の滞納は、市にとって大きな損失になります。それは、滞納された税金を徴収するために多額の費用が掛かり、その費用も市税から支出することになるからです。貴重な市税を有効に活用するため、必ず納期内に納付してください。

納税は便利な口座振替のご利用を

市税の納付は、口座から自動的に納付できる安心で便利な口座振替をご利用ください。納期ごとに納める手間が省け、うっかり納め忘れることもありません。

口座振替の申し込みは、市内の銀行、信用金庫、農協、労働金庫、郵便局などで受け付けており、簡単に手続きできます。

手続きに必要なもの

- 振替を指定する預貯金通帳
- 通帳に使用している印鑑
- 振替を希望する市税の納税通知書

振り込め詐欺にご注意を!!

最近、市職員や税務職員を装い、現金自動預け払い機(ＡＴＭ)などを操作させて振り込みを行わせる振り込め詐欺による被害が発生しています。

市では、納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを行わせたり、還付金の受け取りのために金融機関などの現金自動預け払い機(ＡＴＭ)の操作を求めるたりすることはありません。くれぐれもご注意ください。

市税はコンビニで納付できます

市税のうち、市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税は、コンビニで納付できます。

バーコードが印字された納付書で、納期限内のものであれば、曜日や時間を気にすることなく、納付書の裏面に印刷されている全国のコンビニで納付できます。

納付書に書かれている税金の納期限をよく確かめて、納付してください。

コンビニで利用できる納付書

次のような納付書はコンビニで利用できません

- バーコードが印刷されていない納付書(督促状や催告状)
- コンビニでの取扱期限(納期限)が過ぎた納付書
- 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えているもの
- 破損・汚損などによりバーコードが読み取れない納付書
- 金額を訂正した納付書や、金額を書き加えた納付書